

「児童発達支援事業」利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名称	中津川市
所在地	中津川市かやの木町2番1号
電話番号	0573-66-1111
代表者氏名	中津川市長 小栗 仁志

2. サービスを提供する事業所

事業の種類	指定児童発達支援事業所（平成25年4月1日指定2151500010）
事業所の名称	中津川市発達支援センターどんぐり
事業所の所在地	中津川市田瀬1533-1
電話番号	0573-76-0069
事業所の所長（課長）	堀田 英代
事業所の管理者	梶村 由賀
児童発達支援管理責任者	梶村 由賀
定員	10人 第1単位：2名・第2単位：8名
営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	9時～17時
事業の実施地域	中津川市の加子母・付知・福岡・坂下・田瀬・下野・高山・川上 山口・蛭川の区域とする。 市長が必要と認める時には、規定する区域に限定しない。
第三者評価の実施状況	未実施

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	療育を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の指針	(1) 児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本動作を習得し、集団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。 (2) 指定児童発達支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制 ※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種		職員
1.所長	発達支援センター課長	1名
2.管理者	管理業務 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	1名
3.児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。 サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、その内容について説明を行います。	1名(兼務)
4.指導員	個別支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し支援等を行います。	2名以上(常勤換算)

5. サービスの利用に対する留意事項

(1) 「個別支援計画」とサービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。

「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、中津川市が決定した支給量（児童通所受給者証に記載してあります。）と保護者・児童の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や児童に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに保護者の申し出により、いつでも見直すことができます。

【児童に対するサービスの内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別療育・グループ療育 (2) 日常生活における基本動作の支援 (3) 集団生活への適応支援 (4) 作業療法・言語療法・音楽療法 (5) 発達相談 (6) その他児童の発達に必要な支援 |
|--|

(2) 利用料、利用者負担金の助成について

3歳児以上は無償化となります。2歳児以下で、中津川市に住所を有するお子さんが利用する場合は保護者の方の申請に基づき、市が利用料を全額助成いたします。

毎月、児童発達支援の利用に係る給付費等の額の通知書を交付しますのでご確認ください。

(3) 職員研修ご協力をお願い

職員の資質向上のため、研修に参加させていただきます。

職員の代替えにて対応させていただきますが、都合のつかない時は休園にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

(4) モニタリング（面接）をお願い

よりよい指導をするために、児童発達支援管理責任者が年2回程度の面談を行い、個別支援計画に反映させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

(5) その他

- ・親子通園の施設です。保護者は施設内にて見学、または保護者室で待っててください。
- ・どんぐりの敷地内は禁煙となっています。煙草を吸われる方はご注意ください。
- ・原則としておやつやおもちゃの持ち込みはしないでください。（水筒可）
- ・センター内でお子さんを遊ばせる時は、必ず大人が付き添ってください。
- ・出入口の開閉は保護者が行ってください。
- ・駐車場で事故には十分に気をつけ、行き帰りの際は必ず手をつないで下さい。
- ・写真や動画の SNS への投稿は他のお子さんを載せないようにしてください。

6. サービス実施の記録について

毎回指導後に保護者の方に確認を頂くため、実績記録表と支援記録表に印鑑または氏名を記入して頂きます。

- ・欠席、遅刻の場合は、必ず連絡して下さい。（早めに連絡をお願いします）

※急な欠席（2日前から当日）の場合、欠席時対応となり加算の対象になります。

7. 受給者証の更新について

受給者証の有効期限が1年のため、契約更新時は印鑑をお持ちください（シャチハタ不可）。

住所など、受給者証の記載内容に変更があった場合、速やかにお申し出下さい。

8. 緊急時の対応

緊急連絡については、連絡システムにてメール配信します。メール配信システムへの登録をお願いします。

協力医療機関 等事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

- ・医療機関名 中津川市民病院
- ・所在地 岐阜県中津川市駒場 1522-1
- ・電話番号 0573-66-1251

9. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、市区町村及び通所児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

【エムズ保険株式会社】

☆災害死亡・後遺障害補償金額	(傷害)	最高	2,000,000 円
	(疾病)	最高	200,000 円
☆療養補償金額・入院日額	(傷害)	1,500 円	(疾病) 500 円
	・通院日額	(傷害) 1,000 円	(疾病) 500 円
		※手術の場合は別途規定があります。	
☆保険料	保護者会で集金します。		
	(市が半額補助をし、保護者の負担は 200 円程度です。)		

10. 警報発令時の対応について

大雨、洪水・暴風雨、大雪等の各種警報が出ている時は、自宅待機をお願いします。

解除後については、安全状況等を確認し、再開についてはメール配信にて連絡します。

11. 非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的計画を立てます。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備します。
- ・定期的に事業所安全計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練等を行います。

12. 人権擁護、虐待防止について

人権擁護、虐待防止のため研修を行い、虐待防止に努めています。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置をします。
- (2) 苦情解決体制の整備を行います。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底をします。

13. 身体拘束の適正化について

身体拘束の適正化を図るための、検討委員会を設置し、指針を整備し、従業員に対し、身体拘束などの適正化のための研修を実施します。

14. ハラスメント防止について

当事業所は、適切な通所支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本方針を整備し、職場や支援現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

15. 秘密保持について

職員は、業務上知り得たお子さん又はその家族の秘密を保持します。又、退職後もこれからの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。お子さん又はその家族の情報を提供する場合は、あらかじめ家族の同意を得るものとします。

16. 意見・要望等（苦情）の受付について

ご意見や要望などありましたら、職員に遠慮なく申し出てください。又、別紙のように意見・要望等（苦情）解決窓口を設置しています。

17. 保健衛生

お子さんや家族が法定伝染病などにかかった時はお休みし、連絡をお願いします。尚、全治した時は医師の指示に従って下さい。

※園・学級閉鎖、登園自粛の場合はお休みして下さい。